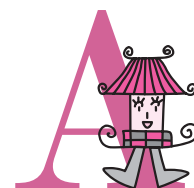


# Q こんなときどうしたらいいの？



## 住民票などの取得について教えて！

**Q** 住民登録とは何ですか？

**A** 住民登録（住民基本台帳）は居住関係を証明するもので、住民票の交付、印鑑登録、年金、選挙、義務教育、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの行政サービスの基礎となる大切なものです。住居、家族の構成に変更があった場合は、必ず届出をしてください。

し・本人その他世帯員の個人の写し」、印鑑登録証明書は「本人のみ」が取れます。利用には、暗証番号を登録した住民カードが必要です。



自動交付機は役場西玄関  
を入れて右にあります。

**Q** 住民票（写）は誰が請求できますか？

**A** 本人か同一世帯員が請求できます。ただし、同じ住所でも世帯が別の場合は委任状が必要です。また、窓口に来た人の本人確認を行っていますので身分証明書（運転免許証や保険証など）の提示をお願いします。

**Q** 住民票（写）は郵送でもとれますか？

**A** 仕事などで時間の都合がつかない場合のために、郵送での請求を受けています。郵送請求用紙（町ホームページからダウンロードして取得、任意の用紙可）本人確認書類の写し、返信用封筒、1通300円の割の郵便局発行の定額小為替を住民保険課戸籍住民相談係まで郵送してください。

**Q** 住民票に有効期限はありますか？

**A** 住民票に有効期限は定められていません。あくまでも、「住民票を発行した時点での証明」になります。住民票を提出する先で、「〇カ月以内に発行されたものを」というように決められていることがありますので、提出先へお問い合わせください。

**Q** 登録証明書は取れますか？

**A** 町役場に設置された自動交付機で住民票は「世帯全員の写

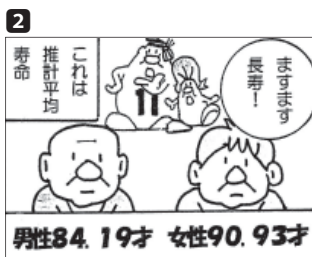
そのほかに、全国ほとんどの市町村でも広域交付で住民票が取れます。ただし本籍地・筆頭者名・住所履歴は記

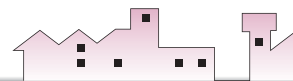
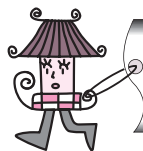
印鑑登録証明書、戸籍謄抄本も同様です。

問 住民保険課戸籍住民相談係  
☎ 34・2087

## てんいち先生

※「てんいち」とは、てん（英語の10）と、いち（1）を合わせて11（毎月11日は人権を確かめあう日）という意味です。





健康

Health

糖尿病とは、血液中のブドウ糖の濃度である血糖値が異常に高い状態が続く病気です。血糖値が高いと、主に毛細血管が糖分によって傷付けられ、さまざまな合併症を引き起こします。

糖尿病の初期症状には尿糖・多尿症・多食・多飲・倦怠感・疲労感などが表



## 国保中央病院だより

国保中央病院 ☎ 32-8800

13

### 糖尿病の検査について

臨床検査技師長 橋詰千代子

れます。血糖値の高い状態が長年続くと糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症といった重篤な合併症になることがあります。

糖尿病の種類は原因別に、遺伝的要因やウイルス感染などによりインスリンが出なくなる1型糖尿病と、遺伝的要因のほか、運動量の低下、食生活の悪化、内臓脂肪の蓄積など、生活習慣の悪化が影響する2型糖尿病があります。ほとんどの場合が2型糖尿病です。

検査を受け、適切な診断が必要です。糖尿病の検査には朝食を抜いた状態での空腹時血糖、過去1〜2カ月の血糖の推移を反映するHbA1c（糖化ヘモグロビンA1c）、75gのブドウ糖液を飲んで、その後の血糖値の変化を調べるブドウ糖負荷試験などがあります。眼球の毛細血管の状態を調べる眼底検査なども行っています。

臨床検査室では採血をしてから1時間以内に測定値を医師に返し、診断に役立ててもらえるよう頑張っています。

毎年当院で行う「健康フェスティバル」では、検査技師が来院した人の血糖値を測定し検査の説明をしています。毎年たくさんの方に受けてもらって好評です。

血糖値を測定したことのない人は一度お越しください。

年金

A pension

保険料を前納するとおトクです

現金による1年前納の場合

179,760円	→	176,570円
(3,190円割引)		

現金による6ヵ月前納の場合

89,880円	→	89,150円
(730円割引)		

1年前納は4月末、6ヵ月前納は4月末と10月末が納付期限です。月末が休業日の場合は、翌営業日が納付期限となります。

平成24年4月から国民年金保険料が次のとおり引き下げになります。

1万5020円 ↓ **1万4980円**

## 老後の備えに！ 知ろう国民年金

### 4月から国民年金保険料が引き下げになります

桜井年金事務所 ☎ 42-0033

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

学生納付特例制度を申請する皆さんへ  
毎年申請が必要です

学生（20歳以上）で保険料の納付困難な場合、本人の前年所得が一定額以下であれば申請により保険料の納付を猶予する制度です。

**対象者** 大学・大学院・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する学生（一部対象とならない学校もあります）

**申請期間** 4月1日〜翌年4月末日  
※承認期間は4月〜翌年3月まで

**申請方法** 日本年金機構から学生納付特例申請書（ハガキ）が届いた人は、必要事項を記入し返送してください。申請書が届かない人は、年金手帳・学生証・印鑑を持って町住民保険課国保医療・年金係で申請してください。

#### 保険料の追納

学生納付特例制度を受けた期間は、10年以内であれば後から納付（追納）することができます。追納があった期間は、年金額に反映されますが、追納がない場合は、年金額に反映されず、年金受給資格期間のみ反映します。将来満額の年金を受けるためにも、保険料の追納をおすすめします。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に、加算金が上乗せされます。